

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の概要

【改正趣旨】

平成21年度人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に伴い、一般職の職員の給料月額、期末手当及び勤勉手当の支給額を改定する等に当たり、当該関係条例の一部を改正しようとするもの。

【改正条例】

- ① 一般職の職員の給与に関する条例
- ② 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成19年3月改正分）

【改正内容】

- ① 第1条改正（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）
 - ア 6月及び12月に支給する期末手当及び勤勉手当の支給額の改定（第21・22条関係）
 - イ 給料月額の引下げ（別表第1（その3）関係）
 - 次の者を除き、平均▲0.11%引下げ
 - (ア) 医療職給料表(2)の適用を受ける職員のうち、若年層
 - (イ) 行政職給料表及び医療職給料表(1)の適用を受ける職員

手当区分	給料表	職員区分	【現行】	【改正案】
期末手当	行政職	再任用以外(6月)	100分の122.5	現行どおり
		再任用以外(12月)	100分の137.5	現行どおり
		再任用(6月)	100分の65	現行どおり
		再任用(12月)	100分の80	現行どおり
	医療職(1)	再任用以外(6月)	100分の140	現行どおり
		再任用以外(12月)	100分の160	現行どおり
	医療職(2)	再任用以外(6月)	100分の140	100分の125
		再任用以外(12月)	100分の160	100分の150
勤勉手当	行政職	再任用以外	100分の67.5	現行どおり
		再任用	100分の32.5	現行どおり
	医療職(1)	再任用以外	100分の75	現行どおり
		再任用以外	100分の75	100分の70
	医療職(2)	再任用(6月)	100分の35	現行どおり
		再任用(12月)	100分の40	100分の35

- ① 第2条改正（一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正（平成19年3月改正分））
 - ・ 給与構造改革実施時における号給の切替えに伴う経過措置（現給保障）について、行政職給料表及び医療職給料表(1)の適用を受ける職員を除き、給料月額の引下げと同様、給料月額に99.84%を乗じて得た額として引下げ（付則第6項関係）

【施行期日】 平成24年4月1日